

部会の設置について

釜石市復興まちづくり基本計画の策定に向けて、各領域における取り組みについて掘り下げた調査審議をしていただくことを目的として、次のとおり4つの部会を設置しようとするもの。

部 会 名	所掌する領域	備 考
市民生活部会	地域づくり、環境、交通、防災など	
保健福祉部会	保健、医療、福祉、介護など	
産業振興部会	商業、工業、水産業、農林業、観光、にぎわいなど	
教育部会	学校教育、生涯教育、文化、スポーツ、世界遺産など	

なお、建設分野（道路、都市計画、下水道、水道など）については、今後のまちづくりを考える上での根幹となるものであるとともに、各部会に跨る領域であるため、全体会において議論いただくものとする。

部会名簿（案）：別紙のとおり

⇒ 各委員の所属団体等に即している領域で編成することを基本として、各部会の人数や男女のバランス等を考慮して編成した事務局案

釜石市復興まちづくり委員会部会名簿(案)

市民生活部会

区分/分野	氏名	所属団体	役職	備考
建設	青木 正紀	社団法人 岩手県建設業協会釜石支部	支部長	
地域会議	安久津 吉延	甲子地域会議	議長	
地域会議	岩切 潤	小佐野地域会議	議長	
地域会議	川原 清文	唐丹地域会議	議長	
地域会議	菊池 正明	栗橋まちづくり会議	議長	
消防	佐々木 長三郎	釜石市消防団	副団長	
交通	曾根 保	岩手県交通株式会社 釜石営業所	所長	
地域会議	高橋 松一	みなとかまいし地区会議	議長	
交通	多田 秀彰	東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社	企画部長	代理
地域会議	沼澤 庸	中妻地区地域会議	議長	
生活環境	平田 裕彌	釜石市公衆衛生組合連合会	会長	
交通	吉田 哲	三陸鉄道(株) 南リアス線運行部	運行部長心得	

保健福祉部会

区分/分野	氏名	所属団体	役職	備考
一般公募	天津 克也	一般市民		欠席
医療	小泉 嘉明	社団法人 釜石医師会	会長	
地域会議	齋藤 秀雄	平田地域会議	議長	
高齢者	高田 歌子	釜石市老人クラブ連合会	女性部長	欠席
福祉ボランティア	竹内 敦子	釜石市社会福祉協議会	副会長	欠席
共同参画	中田 貞子	21男女共同参画推進の会	会員	
福祉	長谷川 忠久	NPO法人釜石市身体障がい者協議会	理事長	
保健	藤原 政子	釜石市母子保健推進員	代表	
一般公募	本多 成夫	一般市民		

産業振興部会

区分/分野	氏名	所属団体	役職	備考
水産	伊藤 徳蔵	釜石大槌地域水産加工研究会	会長	欠席
水産	上村 勝利	釜石市漁業協同組合連合会	代表理事長	
工業	内田 勇人	新日本製鐵(株)棒線事業部釜石製鐵所	総務部長	
鉱業	内野 芳晴	釜石鉱山株式会社	常務取締役	欠席
商業	小田島 圭司	釜石市商店会連合会	会長	欠席
エネルギー	風間 敬一	東北電力株式会社 釜石営業所	所長	
商業	菊地 次雄	釜石商工会議所	副会頭	
一般公募	今野 克憲	一般市民		
農林	佐々木 光一	釜石地方森林組合	代表理事組合長	
市民団体	佐々木 達也	釜石レポリューション	代表	
工業	佐竹 正彦	S M C 株式会社釜石工場	取締役工場長	欠席
観光	澤田 政男	釜石観光物産協会	会長	
観光	藤井 サエ子	A&Fカリン・ツリム実行委員会	会員	欠席

釜石市復興まちづくり委員会部会名簿(案)

教育部会				
区分/分野	氏名	所属団体	役職	備考
地域会議	浦山 文男	鵜住居地域会議	議長	
文化	大瀧 糸夫	鉄のふるさと釜石創造事業実行委員会	委員長	
青少年	柏館 英樹	社団法人 釜石青年会議所	理事長	欠席
教育	金澤 広利	岩手県立釜石商工高等学校	校長	
教育	菊池 亜紀子	釜石市PTA連合会	前事務局長	欠席
スポーツ	小林 格也	釜石トライアスロン協会	会長	
芸術文化	紺野 節子	釜石市芸術文化協会	常任理事	
スポーツ	下村 恵壽	釜石市体育協会	事務局長	
スポーツ	高橋 善幸	釜石シーウェイブスR F C	G M	
市民団体	福成 菜穂子	小さな風	直前会長	
N P O	和田 雅己	@リアスNPOサポートセンター	専務理事	

委員総数	45
市民生活	12
保健福祉	9
産業振興	13
教育	11
合計	45

釜石市復興まちづくり委員会名簿

	区分 / 分野	氏名	所属団体	役職	部会(案)	備考
1	建設	青木 正紀	社団法人 岩手県建設業協会釜石支部	支部長	市民生活	
2	地域会議	安久津 吉延	甲子地域会議	議長	市民生活	
3	一般公募	天津 克也	一般市民		保健福祉	欠席
4	水産	伊藤 徳蔵	釜石大槌地域水産加工研究会	会長	産業振興	欠席
5	地域会議	岩切 潤	小佐野地域会議	議長	市民生活	
6	水産	上村 勝利	釜石市漁業協同組合連合会	代表理事会長	産業振興	
7	工業	内田 勇人	新日本製鐵(株)棒線事業部釜石製鐵所	総務部長	産業振興	
8	鉱業	内野 芳晴	釜石鉱山株式会社	常務取締役	産業振興	欠席
9	地域会議	浦山 文男	鶴住居地域会議	議長	教育	
10	文化	大瀧 衆夫	鉄のふるさと釜石創造事業実行委員会	委員長	教育	
11	商業	小田島 圭司	釜石市商店会連合会	会長	産業振興	欠席
12	エネルギー	風間 敬一	東北電力株式会社 釜石営業所	所長	産業振興	
13	青少年	柏館 英樹	社団法人 釜石青年会議所	理事長	教育	欠席
14	教育	金澤 広利	岩手県立釜石商工高等学校	校長	教育	
15	地域会議	川原 清文	唐丹地域会議	議長	市民生活	
16	教育	菊池 亜紀子	釜石市PTA連合会	前事務局長	教育	欠席
17	商業	菊地 次雄	釜石商工会議所	副会長	産業振興	
18	交通	吉田 哲	三陸鉄道(株) 南リアス線運行部	運行部長心得	市民生活	
19	地域会議	菊池 正明	栗橋まちづくり会議	議長	市民生活	
20	医療	小泉 嘉明	社団法人 釜石医師会	会長	保健福祉	
21	スポーツ	小林 格也	釜石トライアスロン協会	会長	教育	
22	一般公募	今野 克憲	一般市民		産業振興	
23	芸術文化	紺野 節子	釜石市芸術文化協会	常任理事	教育	
24	地域会議	齋藤 秀雄	平田地域会議	議長	保健福祉	
25	農林	佐々木 光一	釜石地方森林組合	代表理事組合長	産業振興	
26	市民団体	佐々木 達也	釜石レポリューション	代表	産業振興	
27	工業	佐竹 正彦	S M C 株式会社釜石工場	取締役工場長	産業振興	欠席
28	観光	澤田 政男	釜石観光物産協会	会長	産業振興	
29	スポーツ	下村 恵壽	釜石市体育協会	事務局長	教育	
30	交通	曽根 保	岩手県交通株式会社 釜石営業所	所長	市民生活	
31	高齢者	高田 歌子	釜石市老人クラブ連合会	女性部長	保健福祉	欠席
32	地域会議	高橋 松一	みなとかまいし地区会議	議長	市民生活	
33	スポーツ	高橋 善幸	釜石シーウェイブスR F C	G M	教育	
34	福祉ボランティア	竹内 敦子	釜石市社会福祉協議会	副会長	保健福祉	欠席
35	交通	多田 秀彰	東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社	企画部長	市民生活	代理
36	共同参画	中田 貞子	21男女共同参画推進の会	会員	保健福祉	
37	地域会議	沼澤 庸	中妻地区地域会議	議長	市民生活	
38	福祉	長谷川 忠久	NPO法人釜石市身体障がい者協議会	理事長	保健福祉	
39	生活環境	平田 裕彌	釜石市公衆衛生組合連合会	会長	市民生活	
40	市民団体	福成 菜穂子	小さな風	直前会長	教育	
41	観光	藤井 サエ子	A&Fグリーン・ツーリズム実行委員会	会員	産業振興	欠席
42	保健	藤原 政子	釜石市母子保健推進員	代表	保健福祉	
43	一般公募	本多 成夫	一般市民		保健福祉	
44	N P O	和田 雅己	@リアスNPOサポートセンター	専務理事	教育	
45	消防	佐々木 長三郎	釜石市消防団	副団長	市民生活	

釜石市復興まちづくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成23年東日本大震災からの復興に向けた市の復興まちづくり基本計画(以下「復興計画」という。)の策定について調査審議するため、釜石市復興まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、復興計画の策定に関し、次に掲げる事項について調査審議を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 復旧及び復興のあるべき姿や基本方針に関すること。
- (2) 復興計画に掲げる施策及び事業に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員50人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 釜石市総合振興審議会の委員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から復興計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問及びアドバイザー)

第5条 委員会に顧問及びアドバイザーを置くことができる。

- 2 顧問及びアドバイザーは、市長が委嘱する。
- 3 顧問及びアドバイザーは、会議に出席し、助言することができる。

(会議)

第6条 委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、釜石市災害復興プロジェクト推進本部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成23年5月26日から施行する。
- 2 この告示は、復興計画が策定された日限り、その効力を失う。